

## 産後ケア事業

### ●事業目的

核家族化が進むなか、出産退院後に保護者、特に母親にとっては全く経験のない育児を開始することとなり、育児・子育てスタート時に大きなストレスを抱えることがある。また、出産後、母体が十分回復していない時期には、心身の不安定や体調不良などが起きやすく、母親のセルフケアが必要になる。

このため、より安心して子どもを生み、子育てできるよう、産科医療機関または居宅において、助産師等の医療専門職により、母親が身体的な回復、心理的な安定やセルフケア能力を身に付けるとともに、母子とその家族が健やかな育児支援を受けられる環境を整える。

### ●事業概要

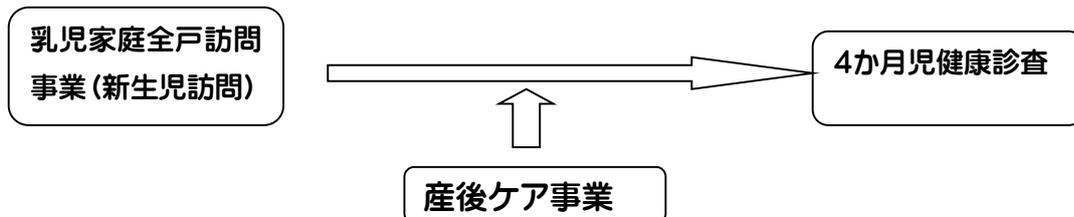
- 1.内 容：・母親の身体的ケア（保健指導・栄養指導）  
 ・母親の心理的ケア  
 ・適切な授乳ケア（乳房ケアを含む）  
 ・育児についての具体的な指導及び相談（お風呂の入れ方等）  
 必要に応じ組み合わせて実施し、利用料金の一部を利用者負担とする。



2.対象者：以下のような母と子（主に生後4か月までの乳児）

- 「身体的不調（母乳トラブルを含む）がある」「心理的不調があり身近に相談相手がない」  
 「社会的支援が必要である（育児指導、家族支援が得られない等）」等

《事業の流れ》



※乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）と4か月児健康診査までの期間に新たに産後ケア事業を実施し、対象者の支援を行います。

### 3.実施方法：「訪問型」と「宿泊型」のいずれかを選択

#### ①訪問型（アウトリーチ型）：助産師等が居宅へ訪問する

- ・利用回数　：母子1組に3回まで（主に生後4か月までの間に利用）
- ・利用時間　：1回2時間
- ・自己負担額：1回1,000円

#### ②宿泊型：市が委託した産科医療機関を利用する

- ・利用日数　：6泊7日まで
- ・自己負担額：1泊2日で4,000円  
その後追泊ごとに2,000円増し

●平成30年度当初予算（案） 1,059千円